

平成18年10月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

青森県 18年度施策評価及び事業評価結果

青森県では、新たな青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会」を掲げ、平成16年12月に県づくりの基本計画として「生活創造推進プラン」を策定しましたが、このプランの着実な推進を図るため、同実施計画に基づき、担当部局が施策・細施策と事業を対象に評価を実施しました。

「目標年度における目標値を達成している指標」には、施策・細施策83件の施策指標190のうち48指標(25%)が、また事業828件の事業指標2,081のうち923指標(44%)がなっています。

http://www.pref.aomori.lg.jp/seisaku_hyoka/18result/18gaiyo.htm

岩手県 公共事業再評価への対応方針案

岩手県では、本年5月に政策評価委員会に対して、農林水産部所管の1事業1地区と県土整備部所管の8事業11地区について再評価を諮問していましたが、専門委員会で審議した結果を受けて9月12日に政策評価委員会から答申(専門委員会と連名)がありました。これを受けて、県では、検討の結果、「公共事業再評価の答申への対応方針案」をまとめました。

答申は、農林水産部所管の畑地帯総合整備事業藤崎地区について、「事業休止」とした県の評価は妥当と認められるが、用水供給が遅れる受益者に対して既に完了している施設を利用して用水供給が可能となるよう検討するなどが要望されました。これに対して、対応方針案では、町の負担が厳しくなったことから事業を休止することとなるが、用水供給が遅れる受益者に対しては、既に整備された給水施設を共同で利用するなど、事業効果が広く発現されるよう努める、としています。なお、県土整備部所管の事業については、「継続」とされています。

http://www.pref.iwate.jp/%7Ehp0212/seisaku/koukyou/H18simontousin/H18housin_itiran.pdf

千葉県 試験研究機関の評価

千葉県では、平成15年度から県の試験研究機関の評価制度を導入し、外部の専門家等による試験研究機関評価委員会を設置し、その下に8つの課題評価専門部会が置かれていますが、18年度は重点的な46の研究課題について評価が実施されました。

農業総合研究センター課題評価専門部会をみると、中間評価の「県産小麦100%の給食用パンに適した小麦品種の選定と栽培法の確立」の評価結果は、「部分的に検討する必要がある」とされ、事後評価の「農林業未利用資源の再資源化とその活用による農林地の維持管理技術並びに農林業の持続的維持生産システムの確立」は、「計画に近い成果が得られた」、同じ事後評価の「ブルーベリーの害虫防除技術の開発」と「DNA塩基配列に基づく水稻品種識別技術の確立」は、「計画どおり又はそれ以上の成果が得られた」とされました。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_soukei/keikaku/kenkyu/kenkyuindex.html

長野県 18年度政策評価結果

長野県では、給与等を除くすべての事業について事業担当部局自身が評価(事務事業評価一覧表の作成)を行うとともに、それを受けて、見直しや充実が必要と思われる事業及び重点的に取り組んだ事業等について、企画局政策評価チームが事業担当部局と現地機関にヒヤリングを行い、より詳細な評価(事業評価・課題分析シートの作成)を行いました。

農政部の「事業評価・課題分析シート」の「新規就農促進対策事業」については、農政部農業技術課と松本地方事務所農政課がそれぞれ評価を行い、事業の必要性(事業ニーズと県の関与)、達成度、効率性、公平性についての評価はB(20点満点に対して13から17点)となっています。政策評価チームの事業の評価結果もBとなっています。

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/hyouka/index.htm>

都市と農村の交流に関するワークショップの結果

当センターでは、18年2月に、都市と農村の交流に関する現状と課題を把握するために、県、市町村、教育委員会、旅行会社、NPO、民宿経営者、団体の参加を得てワークショップを開催した。ワークショップで出された主な意見は次のとおりである。

1. インターネットの限界と特色を生かすこと

都市と農村の交流に関しては、新聞、テレビで取り上げられる機会が増加しており、また、国、地方自治体等から活字媒体、インターネットを通じて情報が提供されていることから、都市住民が交流情報に接する機会が少なくわけではない。情報提供媒体と情報の受け手の関係に問題が存在し、例えば、新聞等活字による情報は、集客力が大きく、効果が長続きするという特徴を持っていること、旅行者は訪問先を決める場合、各種の情報を比較して決めているが、都市と農村の交流に関する情報は、比較できるようにはなっていないこと、などの特徴と問題がある。

インターネットについては、農村を訪問しようとする人は比較的年齢の高い人が多いことからインターネットによる情報の提供には限界があることを念頭においておくことが必要であるが、その一方で、インターネットを通じて都市農村交流情報が流れるようになったことから、若者が来るようになるなど、客層が変化してきているので、インターネットの力を読み誤ってはならない。

2. メディア対応は担当者が行うこと

多くの地方自治体では、テレビ、新聞等のメディアへ対応は十分にできているとはいえない。市町村では、メディア対応は、企画部局を通すことになっているところが多く、このようなところでは成功していない。交流施設や交流の取組を良く知っている責任部局の者がメディア対応をすると効果が上がる人が多い。メディアの記者は、市町村とは違う視点で、施設や取組について紹介するので、都市住民が行ってみようという気になるのである。

3. ポータルサイトの構築が必要

現在、都市と農村の交流に関する情報は、農林水産省、地方農政局、都道府県、市町村、(財)都市農山漁村交流活性化機構等のホームページに掲載されている。

一般的にポータルサイトは、体系的に情報が整備されていること、情報利用者別にも情報が体系的に

整備されていること、提供されている情報が最新のものであり、提供者が明らかになっていること、政府のホームページ、関係団体のホームページで、ポータルサイトのロゴ等が掲示されていることが必要であるが、現在のところ、交流情報は、さまざまな組織のホームページに掲載されているものの、ホームページ間で掲載内容について調整が行われているとはいえず、ポータルサイトの基本的要件を欠いている。

なお、これに関連して、政府サイトに掲載されている情報は古いとの見方がある。

4. 農村生活体験が小中学生を変える

M市では、昭和62年に「M市学校経営改善検討委員会」を設置し、平成元年に報告書がまとめられた。同報告書で、農村で農村生活全体を体験する「セカンドスクール」が打ち出された。平成7年から市内の13小学校全校で、平成8年から市内6中学校全校で実施されている。

M市前教育委員長から以下のことが紹介された。

セカンドスクールは、学校行事として実施しており、ほとんどの児童生徒が参加している。子どもたちは、相手のことや作り手を思うようになり、セカンドスクールから帰って来た子どもは、一回り大きくなったように感じる親が多い。教師は、セカンドスクールを実施する前に事前にインターネット等を利用して、訪問する農村に関する情報を入手するなど、準備をし、事前に訪問する教師もいる。農業・農村体験に関しては、必ずしも教師に対するトレーニングは必要でない。子どもが一生懸命になっている姿を見ると、教師も興味を持つようになる。また、農作業等の体験を効果的に実施するには、農作物の栽培技術に通じたインストラクターが必要であるが、多くの地域でインストラクターが育っている。

5. 交流事業を成功させるために

効果的に都市農村交流に関する意見・情報を交換するためには、市町村、NPOなどの交流関係者が出会い、話し合うことが必要であるが、出会うための物理的な場が少ないとする意見がワークショップ参加者の全員から出された。また、会議は、1泊2日で実施しないと、本当の効果がでない、とする意見がNPOから出された。交流事業をビジネスとして成功させるためには、交流のためのノウハウの蓄積、インストラクターの養成、農村の受入態勢の整備のほか、地域リーダーを作ることが必要である。このため、常に地域にナンバー2、ナンバー3を作っておくことが重要である。

交流事業を成功させているところは、どこでも女性が活躍している。女性も、農家民宿で生きがいを感じるようになった人が多い。(谷口)

ドイツにおける畜産施設の臭気管理(上)

ドイツにおいては、「連邦排出規制法」により、畜産施設を含む様々な臭気に関して規制を行うことになっているものの、まだ詳細な判定方法の要件が定められていないため、連邦政府の指令が出されるまでの間は各州で対応することとなっている。

このため、バイエルン州、ノルドライン・ヴェストファーレン州 (NRW 州) では、周辺の州とも協力し、臭気に関する統一的なガイドライン「周辺大気中の臭気の測定と評価」を作成し、このガイドラインに従って畜産農家等が必要な措置を講じた場合、仮に住民から苦情が出て、畜産農家等は保護される仕組みを作っている。そこで、2005 年 10 月、このガイドライン作成の中心的人物で、ドイツきっての臭気の専門家である NRW 州環境局 Rulf Both 氏を訪問し、調査した。

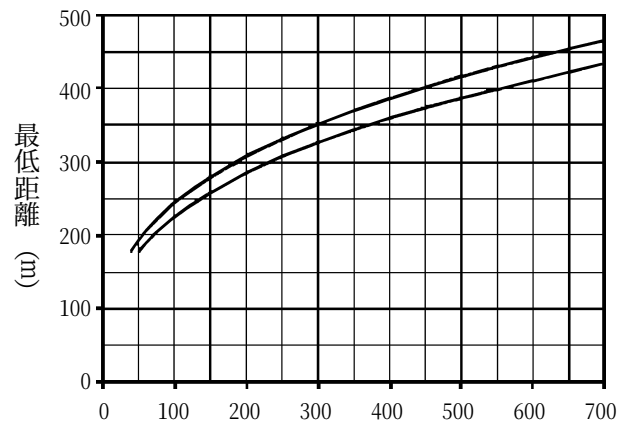
本号では、そのうち、「畜産施設の臭気に関するガイドラインの仕組み」の第 1 段階である「距離による規制」について、報告する。

第 1 段階のガイドラインは、畜産施設などの臭気を発する建物が住宅地からどのくらい離れていないかはならないか、というものである。計画の段階で必要な距離がとられなければならない。例えば養豚場を新設しようとする者は、その距離を守っていれば建設許可があり、住民は、苦情を言うことはできるが、法的な措置でその養豚場を撤去するといった手段に訴えることは、原則としてできなくなる。

右上のグラフの曲線は、このガイドラインで定められた飼育頭数に応じて保つべき距離を示したものである。GV というのは大型家畜に換算した頭数で、豚、家禽類について、生育日数に応じて換算係数が定められている。110 キロまでの肥育用の豚の場合は、豚一頭が 0.13 頭として換算される。例えば 500 頭であれば、 $500 \times 0.13 = 65$ 頭相当となり、65 頭はこの曲線では 180m に対応するので、東西南北 180m ずつ距離をとらなければならない。曲線どおりの距離を保つ限り、養豚場を建設しようと思う者は、それ以外の水周り (糞尿施設や糞尿保管槽) 等の施設の条件を満たせば、建設許可がおりることになる。

この基準は、豚の場合、2,000 頭を超える養豚場を建設する場合に適用され、2,000 頭を超えない場合は建設証明書をとるだけで足りることとなっている。しかし、逆に言えば、2,000 頭を超えないからと言ってこの基準を満たさない場合には、住民の不満に対して保護されないこととなる。

グラフ：最低距離を示す曲線



大型家畜への換算頭数 (GV)

(注) 上の曲線は養鶏、下の曲線は養豚の場合の曲線を示す。

2,000 頭を曲線にあてはめると、大体 300m 四方くらいで養豚施設を設置すれば許可がおりる、ということになるが、こういった基準を満たせるのは、日本に比べて土地が贅沢に使えるドイツでも稀なことで、人口密集がすすむにつれて、いろいろな問題がでてきている。現在、周辺工場などからの臭気も総合して過度の臭気となるかどうか判断することとなっているので、距離条件を充たしているのに調査をしてほしいという NRW 州環境局への依頼が少なくない。調査の結果、「非常に問題がある」という判断を環境局がした場合、新設や増設の場合には建設許可がおりない場合もあるが、既存の施設のままだ場合は、当該農家の経営を成り立たなくさせるような改善措置を求められることはない。

この基準は、1986 年に行った調査結果に基づく経験測定値 (年間、どのくらいの時間、臭気を感じるか、というアンケート調査を基礎としたもの。次号で詳細記述予定。) によって定められた。現段階で対象となっているのは豚と家禽類だけで、牛は含まれていないが、運用上は、養豚場の設置距離の場合の 1/4 位の基準が適用されている。養豚の場合は煙突により集中的な換気がされているが、牛の場合は、厩舎に窓がついていて臭いがそれほど集中しないので、養豚ほどには距離を必要としないからである。

もし、養豚場がその距離を保っていない、あるいは距離は保っているが異常に臭気が強 (法律上は「住民に過度な臭気がある」という場合は、住民に過度な臭いがしていないかどうかを臭気を実際に測定して、住民が我慢すべきかどうかを判断し、我慢できないものであれば、どのようにそれを改善していくか、という 2 番目の段階にいく。

(伊藤)

出張報告

新潟県における政策評価の見直しの状況

平成 18 年 9 月に、当センター永山が、新潟県庁を訪問し、調査した結果の一部を以下に取りまとめた。同庁のご協力に厚く御礼申し上げる次第である。

1. 施策・事務事業マネジメントシステムの見直しの経緯

新潟県においては、平成 16 年度までは施策・事務事業マネジメントシステムとして、施策及び事務事業の成果等を評価するとともに課題を明らかにし、改善に結びつける仕組みを実施していた。16 年度に知事が代わったことに伴う長期総合計画の見直し等を契機に、このシステムの運用を休止し、現在、仕組みの見直しを行っているところである。

2. 同システムの概要

以前実施されていた施策・事務事業マネジメントシステムは、平成 13 年度から 22 年度までを対象期間とした「長期総合計画」に掲げられた施策（280 施策）及び当該施策を構成する事務事業（約 2, 100 あり、もちろん長期総合計画には記載されてはいない。）を対象として、マネジメントシートを作成し、その 2 段階において数値目標の達成状況等を踏まえた成果に関する評価・検証や、課題の抽出、改善策の検討を行うものであり、12 年度に試行、13 年度から正式に導入され、対象を順次拡大し、16 年度は、全施策で実施された。

施策マネジメントとは、施策目的の達成状況を踏まえ、施策を構成する事務事業が全体として施策目的の達成のため最適なものとなっているか、を評価し、施策を構成する事務事業の改善、新設、廃止、重点化に結びつけるものであった。

また、事務事業マネジメントにおいては、個々の事務事業が施策目的達成のために与えられた役割を遂行できているか、効率的に実施できているか、を評価し、個別の事務事業の改善に結びつけていた。

3. 同システムの課題

このシステムにおいては、県全体から見て、今後どの施策を重点化すべきかは見えてこないことから、施策の重点化を施策の 1 段階上の視点から行う政策マネジメントの研究がされていたが、この研究もシステムの見直しに伴い休止に至ったとのことであった。このほか、このシステムの課題として、事務事業の評価改善に偏りがちであること、マネジメントシートの記入事項が精緻に過ぎること、データベース入力に手間がかかること、この結果が予算と結びつきにくいこと（予算編成の際に添付資料としたが、使い方に濃淡があったとのこと）などの声が職員からあったという。

4. 見直しの背景

平成 16 年に知事の交代があり、それまでの長期総合計画に代わり、知事の公約を基にした新たな計画の構想が打ち出された。これを契機に、このシステムの見直しがされることになった。というのは、新たな計画は、県の施策、事務事業を全て網羅しようとするものではなく、そこに掲げられていない施策等を評価する、しないを含め、どのように扱うのかという問題が起きたからである。そのほかにも上に述べたような課題もあったので、仕組み自体を見直すこととしたとのことであった。

5. 今後の見通し

システムの見直しの前提となる県の新たな計画が、18 年 7 月に新潟県「夢おこし」政策プランとして制定されたことから、この内容を踏まえ、新しい仕組みの構想実施に向けて、さらに検討を進めている状況であった。

見直しの方向として、上記の課題に応えるため、例えば、事務事業の評価を各部局に任せ、施策から見た事務事業への資源配分に主眼を置くことなども想定されている。また、予算を各部局への枠配分とするなどの財政部門による予算編成手法の見直しなどともあわせ、総合的な行政マネジメントを行うための仕組みの見直し・整備の一つとして考えているとのことである。（永山）

編集後記

米国へ調査に行ってきました。

ワシントンの有名な美術館ナショナルギャラリーオブアートへ、調査の合間に絵を見に行きました。印象派の作品もかなりのものがあることは、皆さんご存知だとは思いますが、今回が最初の訪館ではないのに、米国における印象派の作品が展示されていることに、初めて気がついたのです。印象派は、フランスとばかり思っていたのに、米国にも印象派があったことに驚きました。

何事も先入観を持って見ると、存在していても見えないものがあることを、あらためて思い知らされた次第です。（永山）

AFFPRI report

平成18年10月15日 No.72

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>